

【資料】日本国憲法（読み仮名入り・補則の解説付）

- ※日本国憲法は、全部で11章からなり、前文と103条の条文で構成されている。
- ※原文の条文は旧仮名遣いなので、旧仮名遣い(例. 行ふ)はそのままとして、現代仮名遣いで読み仮名(例. 行ふ)を入れてある。
- ※原文の条文は旧字体(旧漢字)なので、旧字体(例. 國)は、すべて新字体(例. 国)に直している。
- ※原文の条文には、漢字に読み仮名はないが、すべて読み仮名を入れている。
- ※条文の冒頭の【 】内は、原文の条文にはない条文の要約として追記したものである。
- ※条文内の()内は、原文の条文にはない補則説明である。
- ※条文の下の*以下は、条文内の用語の補則説明である。

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵拓を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

- * 協和：心を合わせて仲よくすること。
- * 恵沢：めぐみ、恩恵。
- * 惨禍：いたましい災い。
- * 主権：政治のありかたを最終的に決定する最高の権力
- * 厳粛：まじめで、きびしく、おごそかな様子。
- * 信託：信用して、まかせること。
- * 権威：社会的信用の高さなどによって他人を自発的に服従させるような力のこと。
- * 行使：権力や力を実行すること。
- * 福利：幸福と利益。
- * 享受：受け取って自分のものにする。
- * 普遍：どこでも。いつでも。
- * 人類普遍の原理：人類にとって、いつの時代においても、当てはまる原理。

- * 詔勅しょうちよく てんのう はつ こうぶんしょ しょうしょ こうてき ことば ちやくご：天皇の発する公文書（詔書）と、公的な言葉（勅語）。
- * 恒久こうきゆう：いつまでも変わらないこと。永遠。
- * 崇高すうこう けだか ようす：気高い様子。
- * 専制せんせい うえ たもの どくだん き：上に立つ者が独断でものごとを決めること。
- * 隷従れいじゆう たもの しだが れいぞく：他の者につき従うこと。隷属。
- * 偏狭へんきやう：せまく、かたよっていること。
- * 欠乏けつぼう ふそく：不足していること
- * 責務せきむ せきにん ぎむ：責任と義務

第1章 天皇

第1条 【天皇の地位・国民主権】

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

- * 国民主権こくみんしゆけん こくみん せいじ かた さいしゆうてき き しゆけんしや：国民が政治のあり方を最終的に決める主権者であること。
- * 象徴しょうちゆう ちゆうしゆうてき かたち ひやうげん に ひようげん かん：抽象的で形のないものを表現するときに、かわりとして似たような感じをもつ具体的なもので表したものを。

第2条 【皇位の継承】

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

- * 世襲せしゆう ちい こまご ちもの だいだい：地位などを子や孫など血のつながった者が代々うけつぐこと。
- * 皇室典範こうしつてんぱん こうい けいしやう こうしつ はん い こうぞく あつか こうしつ かん さだ：皇位の継承や皇室の範囲や皇族の扱いなど皇室に関することがらを定めた法律。

第3条 【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

- * 国事行為こくじこうい てんのう こつ か きかん おこな ぎれいてき こうい：天皇が国家機関として行う儀礼的な行為。

第4条 【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】

- 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- 2 天皇は、法律（国事行為の臨時代行に関する法律）の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

- * 権能けんのう けんげん のうりよく：権限と能力。

第5条 【^{せつしやう}摂政】

^{こうしつてんぱん} 皇室典範の定めるところにより^{せつしやう} 摂政を置くときは、^{せつしやう} 摂政は、^{てんのう} 天皇の名でその^{こくじ} 国事に関する^{こうい} 行為を行ふ。この場合には、^{ぜんじやうだい} 前条第1項の規定を^{こうい} 準用する。

^{せつしやう} * 摂政：^{てんのう} 天皇にかわって^{こくじこうい} 国事行為を^{おこな} 行う^{こうぞく} 皇族。

第6条 【^{てんのう} 天皇の^{にんめいけん} 任命権（^{てんのう} 天皇の^{こくじこうい} 国事行為）】

- ^{てんのう} 1 天皇は、^{こつかい} 国会の^{しめい} 指名に^{もとづ} 基いて、^{ないかくそうりだいじん} 内閣総理大臣を^{にんめい} 任命する。
- ^{てんのう} 2 天皇は、^{ないかく} 内閣の^{しめい} 指名に^{もとづ} 基いて、^{さいこうさいばんしよ} 最高裁判所の^{ちやう} 長たる^{さいばんかん} 裁判官を^{にんめい} 任命する。

^{しめい} * 指名：この人だと^{ひと} 名を^な あげて^{かくてい} 確定すること。^{じつしつてき} 実質的な^{せんしゆつ} 選出。

この^{けんぽう} 憲法の場合には^{ばあい} 適任者を^{てきにんしや} 実質的に^{じつしつてき} 選ぶこと。^{えら}

^{にんめい} * 任命：人^{ひと} を^{かんしよく} 官職や^{やくめ} 役目につける^{めいれい} 命令。^{ぎしきてき} 儀式的な^{せんしゆつ} 選出。

この^{けんぽう} 憲法の場合の「^{にんめい} 任命」は、^{こつかい} 国会の^{しめい} 指名を^{しやうにん} 承認する^{けいしきてき} 形式的な^{こうい} 行為。

第7条 【^{てんのう} 天皇の^{こくじこうい} 国事行為】

^{てんのう} 天皇は、^{ないかく} 内閣の^{じよげん} 助言と^{しやうにん} 承認により、^{こくみん} 国民のために、^さ 左の^{こくじ} 国事に関する^{こうい} 行為を行ふ。^{おこなう}

- ^{けんぽうかいせい} 一 憲法改正、^{ほうりつ} 法律、^{せいれいおよ} 政令及び^{じやうやく} 条約を^{こうふ} 公布すること。
- ^{こつかい} 二 国会を^{しやうしゆう} 召集すること。
- ^{しゆうぎいん} 三 衆議院を^{かいさん} 解散すること。
- ^{こつかい} 四 国会議員の^{そうせんきよ} 総選挙の^{しこう} 施行を^{こうじ} 公示すること。
- ^{こくむだいじんおよ} 五 国務大臣及び^{ほうりつ} 法律の^{さだ} 定める^た その他の^{かんり} 官吏の^{にんめんなら} 任免並びに^{ぜんけんい} 全権委任^{にんじやうおよ} 状及び^{たいしおよ} 大使及び^{こうし} 公使の^{しんにんじやう} 信任状を^{にんしやう} 認証すること。
- ^{たいしや} 六 大赦、^{とくしや} 特赦、^{げんけい} 減刑、^{けい} 刑の^{しつこう} 執行の^{めんじよおよ} 免除及び^{ふつけん} 復権を^{にんしやう} 認証すること。
- ^{えいてん} 七 栄典を^{じゆよ} 授与すること。
- ^{ひじゆんしよおよ} 八 批准書及び^{ほうりつ} 法律の^{さだ} 定める^た その他の^{がいこうぶんしよ} 外交文書を^{にんしやう} 認証すること。
- ^{がいこく} 九 外国の^{たいしおよ} 大使及び^{こうし} 公使を^{せつじゆ} 接受すること。
- ^{ぎしき} 十 儀式を行ふこと。

^{せいれい} * 政令：^{けんぽう} 憲法や^{ほうりつ} 法律を^{じつし} 実施するために、^{ないかく} 内閣によって^{せいてい} 制定される^{めいれい} 命令。

^{こうふ} * 公布：^{ひろ} 広く知らせるために^し 発表すること。^{はつびやう}

^{こうじ} * 公示：^{ひろ} 広く知らせるために、^{ひとびと} 人々が^し 知りうる^{じやうたい} 状態におくこと。

^{かんり} * 官吏：^{やくにん} 役人。^{こつか} 国家^{こうむいん} 公務員。

^{にんめん} * 任免：^{しよく} 職につける^{こうい} 行為・^{けんげん} 権限と、その^{こうい} 職をやめさせる^{けんげん} 行為・^{にんめい} 権限。^{めんしよく} 任命と^{めんしよく} 免職。

^{いんにじやう} * 委任状：ある^{じむ} 事務などの^{しより} 処理について^{たにん} 他人に^{まか} 任せているときに、

そのことを^{しる} 記した^{しよめん} 書面。

^{ぜんけんい} * 全権委任状：^{にんじやう} 条約を^{じやうやく} 結ぶかどうかの^{むす} 交渉の際に、^{こうしやう} 自国の^{さい} 外交官など^{じこく} 交渉者が^{がいこうかん} 国家を^{こうしやうしや} 代表して^{こつか} 交渉していることを^{だいいやう} 証明するための^{しよめい} 公の^{おおやけ} 文書。^{ぶんしよ}
^{げんしゆ} 元首から^{だいいやうしや} 代表者である^{がいこうかん} 外交官など^{こうしやうたんとうしや} 交渉担当者に^{わた} 渡される。

* **大赦**：国や皇室にめでたいことがあったときに、軽い罪など一定の程度以下の犯罪への刑罰に対して、特別に刑の執行を免除し、また刑事訴訟の訴えを取り下げること。

* **特赦**：刑を言い渡された特定の人に対して、刑の執行を免除し、有罪判決の効力を失わせること。

* **復権**：有罪判決により失われた権利（被選挙権など）を回復させること。

* **栄典**：国家に功績のある者には勲章や位階などが与えられることがあり、そのような勲章や位階をまとめて栄典という。

* **批准**：条約を国家が最終的に承認すること。

* **接受**：受け入れること。

第8条 【皇室の財産授受の制限】

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

* **賜与**：身分の高い者が、身分の下の方に財産などを与えること。

第2章 戦争の放棄

第9条 【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

1 日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

* **基調**：ある作品や論説などでの、主張などの基本的な傾向。

* **希求**：ねがい、もとめること。

* **国権**：国の権力。

* **威嚇**：おどしつけること。

* **武力の行使**：軍事力や兵力を実際に使うこと。

* **交戦権**：戦争をなす権利。

第3章 【国民の権利及び義務】

第10条 【国民の要件】

日本国民たる要件は、法律（**国籍法**）でこれを定める。

* **要件**：必要とされる条件。

第11条 【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

* 基本的人権：人間が人間らしく自由に生きる権利

* 享有：生まれながらにして持っていること。

第12条 【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないのであって、又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

* 公共の福祉：社会全体の共通の利益、ほかの人の人権との衝突を調整するための原理。第12条、第13条、第22条、第29条に規定された人権の制限原理。

* 不断：絶えることのない。

* 濫用：むやみに用いること。

第13条 【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重と公共の福祉】

すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 【法の下での平等（平等権）、貴族制度の否認、栄典の限界】

1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

* 信条：堅く信じて守っている事柄、信仰の箇条、教義。

* 門地：家がら。

* 華族：大日本帝国憲法下の時代にあった特権的な高い地位である爵位（公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵）を持つ人々とその家族。

第15条 【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙・秘密選挙の保障、選挙権（参政権）】

1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

* 罷免：職をやめさせること。

* 固有：そのもの自体が、なんらかの性質などをもとから持っていること。

* 全体の奉仕者：特定の国民に奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益の増進に尽くさなければならないという、公職の在り方を示すことば（憲法第15条第2項）。国家公務員法（第96条）、地方公務員法（第30条）に規定。

* 普通選挙：納税額や身分などに関係なく、自国民の大人なら誰でも投票できて、誰もが同じ一票を持つ選挙。

* 選挙人：選挙権を持つ人。

第16条 【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

* 何人も：誰でも。だれであっても。

* 請願：国や地方公共団体等の機関に対して、希望などを申し立てること。

第17条 【国家賠償請求権（国及び公共団体の賠償責任）】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

* 不法行為：故意または過失のある違法な行為によって他人に損害を加えること

第18条 【奴隷的拘束及び苦役からの自由（自由権・身体の自由）】

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

* 拘束：捕らえたり監禁したりして、自由には動けないようにすること。

* 苦役：強制的に労働をさせること。

第19条 【思想及び良心の自由（自由権・精神の自由）】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

* 思想：政治や社会などについての考えかたや見解。

第20条 【信教の自由、国の宗教活動の禁止（自由権・精神の自由）】

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

* 信教：宗教を信じること。

* 信教の自由：どの宗教を信じるかを本人が選ぶ自由。
また、宗教を信じないことを選ぶ自由。

* 祝典：お祝いの儀式。

第21条 【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密（自由権・精神の自由）】

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

* 結社：人々がなんらかの目的をもった団体をつくること。または、その団体のこと。

* 検閲：民間による出版物や放送などの内容を、国など公の機関が審査を行い、大衆への発表の前に審査し、発表内容が不適當な内容と認めた場合には発表を禁止すること。

第22条 【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由（自由権・経済活動の自由）】

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 【学問の自由（自由権・精神の自由）】

学問の自由は、これを保障する。

第24条 【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

* 婚姻：結婚すること。

* 両性：男性と女性のこと。

* 配偶者：夫婦での、おたがいの結婚相手。夫にとっての妻。妻にとっての夫。

* 相続：財産を親などから受けつぐこと。

* 立脚：よって、たつこと。「立脚する」とは「よりどころにする」というような意味。

第25条 【生存権、国の生存権保障義務（社会権）】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

* **社会福祉**：老人福祉や障害者福祉など、社会的弱者に救済を国が与えること。

* **社会保障**：社会保険や公的扶助などによって、国民の生存権を保障すること。

* **公衆衛生**：国民の健康の維持や向上のため、病気の予防などを行うこと。

第26条 【教育を受ける権利（社会権）、教育の義務、義務教育の無償】

- 1 すべて国民は、法律（**教育基本法第3条第2項**）の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律（**教育基本法第4条**）の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

* **普通教育**：専門教育・職業教育ではなく、国民にとって社会生活で必要とされる知識などを教え、国民共通に与える教育。

第27条 【勤労の権利（社会権）及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律（**労働基準法**）でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

* **酷使**：重労働などに、こき使うこと。

第28条 【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権〔労働基本権・労働三権（社会権）〕】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。

* **団体交渉**：労働組合などの労働者の団体が、経営者など使用者を相手に、労働条件について交渉すること。

* **団体行動**：労働者のストライキなど。

第29条 【財産権の保障（自由権・経済活動の自由）】

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

* **私有財産**：個人または民間の会社など、公共機関でない民間の者が所有している財産。

第30条 【納税の義務】

国民は、法律（憲法第84条）の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 【法定の手續の保障（自由権・身体の自由）】

何人も、法律（刑事訴訟法等）の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 【逮捕の要件（自由権・身体の自由）】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

* 現行犯：ちょうど目の前で犯罪を行っている者。または目の前で犯罪を行い終わったもの。

* 司法官憲：司法に関わる公務員のこと。この条文では裁判官のこと。

* 令状：裁判官が出す警察などへの許可書で、強制的な処分を行うことを認める文書。逮捕状や差押状などがある。

第34条 【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障（自由権・身体の自由）】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

* 抑留：比較的短い期間、強制的に居場所をとどめおさせること。逮捕とともに警察署内にある留置場での2日程度の留置など。

* 拘禁：比較的長期の間、強制的に居場所をとどめおさせること。刑務所や留置場などで、被疑者や受刑者を、長期間にわたり留めておくこと。

第35条 【住居の不可侵、搜索・押収に対する保障（自由権・身体の自由）】

1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

* 押収：裁判所・検察官が、証拠物などを差し押さえたり、被疑者から取り上げて没収し警察署などで保管すること。

第36条 【拷問及び残虐刑の禁止（自由権・身体の自由）】
公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

*拷問：相手に肉体的苦痛をあたえ、むりやりに情報を出させたり要求にしたがわせること。

第37条 【刑事被告人の権利（自由権・身体の自由）】

- 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

*審問：審理のために問いたすこと。

第38条 【自己に不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力（自由権・身体の自由）】

- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

*自白：自分が犯罪を犯したと供述すること。あるいは、自分の犯した犯罪の内容について供述すること。

第39条 【遡及処罰の禁止[刑罰法規の不遡及]、一事不再理[二重刑罰の禁止]（自由権・身体の自由）】

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

*訴求処罰：その法律が定められる前の出来事を、さかのぼって処罰すること。

第40条 【刑事補償請求権】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律（刑事補償法）の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

第41条 【国会の地位・立法権】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

* 国会：国家の議会、国民の代表機関

日本では、衆議院と参議院からなり、国権の最高機関で、国の唯一の立法機関。

* 国権：国の権力。国家権力。

* 立法：法規の制定機能。議会が行う権能。法律の制定を行う権能。

* 立法機関：立法権を有する機関。すなわち国会のこと。

第42条 【二院制（両院制）】

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

* 二院制（両院制）：議会が2つの議院から成り立っている制度。

2つの議院があると、さまざまな国民の意見をより広く国会に反映させることができる。また、しんちょうな審議を行うことができる。議決までに時間がかかる。（アメリカ、イギリスなど）

* 一院制：国会が1つの議院から成り立っている制度。

すみやかに審議・議決ができるが、しんちょうさに欠ける。一院制は国民の意思はひとつという考えに基づく。世界には一院制の国も多い。（デンマーク、スウェーデンなど）

第43条 【両議院の組織・代表】

1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律（公職選挙法第4条）でこれを定める。

第44条 【議員及び選挙人の資格、被選挙権（参政権）】

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律（公職選挙法第2章）でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

* 選挙人：選挙権を持つ人。公職選挙法で、選挙権は、20歳以上の日本国民に定められている。

* 被選挙権：選挙に立候補できる権利。

第45条 【衆議院議員の任期】

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

* 満了：期間を最後まで終えること。

第46条 【参議院議員の任期】

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

* 改選：議員の任期満了のときに、あらためて選挙を行い、次の任期の議員たちを選ぶこと。

第47条 【選挙に関する事項の法定】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律（公職選挙法）でこれを定める。

第48条 【両議院議員兼職の禁止】

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条 【議員の歳費】

両議院の議員は、法律（国会法第35条）の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

* 国庫：国家に属する財産の保管場所。あるいは、その国家財産の持ち主として捉えた国家財政および国家のこと。

* 歳費：国会議員に国から支給される報酬。

第50条 【議員の不逮捕特権】

両議院の議員は、法律（国会法第33条）の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 【議員の発言・表決の免責特権】

両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

* 表決：議会に提出された議案について、賛成または反対の意思を表明すること。

第52条 【常会（通常国会）】

国会の常会は、毎年1回これを召集する。

* 常会（通常国会）：毎年1回1月に開かれる。会期は150日間。法律案のほか、来年度の予算を必ず審議する。

第53条 【臨時会（特別国会）】

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

*臨時会（臨時国会）：内閣またはいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があった時。任期満了による衆議院議員の総選挙や参議院議員の通常選挙のあとに召集される。

第54条 【衆議院の解散、特別会（特別国会）、参議院の緊急集会】

- 1 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

*特別会（特別国会）：衆議院の解散後の総選挙の日から30日以内に召集。内閣の総辞職がおこなわれ、その後、新しい内閣総理大臣を決める。内閣総理大臣の指名。

*参議院の緊急集会：衆議院の解散中に行われる参議院の集会。国に緊急の必要があるとき内閣が求める。ここでの議決は、国会の議決となるが、総選挙後10日以内に衆議院の同意を得なければならない。同意が得られなければ効力を失う。

*但書：「ただし」や「但し」などをつけて、その直前の文章への例外規定を表す文。

第55条 【議員の資格争訟の裁判】

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

*争訟：訴訟を起こして争うこと。

*議席：ここで言う「議席」とは、議員としての資格のこと。

第56条 【定足数、表決】

- 1 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 両議員の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

* **定足数**：ていそくすう 議会を開くために必要とされる最小限度の出席者数のこと。
しゅうさんりやういん 衆参両院では本条文よりそれぞれ3分の1以上の出席者数が必要であり、
いんかい 委員会の定足数については国会法により「その委員の半数以上」つまり2分
の1以上が必要であり、りやういんきやう 両院協議会は3分の2以上である。

* **通常**の採決：出席議員の過半数。

* 衆議院での再採決：出席議員の3分の2以上

* **憲法改正**の発議：両議院とも総議員の3分の2以上

* **過半数**：半分をこえる数。

第57条 【会議の公開、秘密会、会議録、表決の記載】

- 1 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 3 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

* **秘密会**：公開されない会議。非公開の会議。

* **頒布**：広く、多くの人に配って、行きわたらせること。

第58条 【役員を選任、議院規則・懲罰】

- 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
- 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

* **懲罰**：院内の秩序を乱した議員に国会内で制裁を加えること。

* **除名**：議員としての資格を失わせること。国会による懲罰のうち最も重い懲罰が除名。

第59条 【法律案の議決（法律の制定）、衆議院の優越】

- 1 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
- 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- 1 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

ほうりつあん ていしゆつ ないかく こつかいぎいん にほん ばあい ぎいんりつぽう すく
* 法律案の提出：内閣または国会議員（日本の場合、議員立法は少ない。）

ほうりつあん りようぎいん しんぎ りようぎいん いつち ほうりつ
法律案は両議院のどちらへ先に提出してもよい。

ほうりつあん りようぎいん しんぎ りようぎいん いつち ほうりつ
* 法律案は、両議院でそれぞれ審議され、両議院の一致により法律となる。

りようぎいん ぎけつ こと ばあい しゆうぎいん しゆうせきぎいん ぶん いじよう たすう さいかけつ
両議院の議決が異なった場合は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決
されれば法律となる。

りよういんきよう ぎかい しゆうぎいん さんぎいん ぎけつ こと ばあい りよういん いけん いつち
* 両院協議会：衆議院と参議院の議決が異なった場合、両院の意見の一致をはかるた
めに開かれる協議会のこと。衆議院と参議院から選ばれた10名ずつ
の協議委員で組織される。予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣
の指名で両院の議決が異なった場合には必ず開かれ、法律案の場合は、
ひつよう おう ひら
必要に応じて開かれる。

第60条 【衆議院の予算先議、予算の議決に関する衆議院の優越】

よさん しゆうぎいん よさんせんぎ よさん ぎけつ かん しゆうぎいん ゆうえつ
1 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

よさん さんぎいん しゆうぎいん い ぎけつ ばあい ほうりつ こつかいほうだい じよう
2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律(国会法第85条)
の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参
議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30
日に以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

よさん いちかいけいねん ど こつか ちほうこうきようだんたい さいにゆう さいしゆつ みつ
* 予算：一会計年度の国家または地方公共団体の歳入と歳出における見積もりまたは
けいかく
計画のこと。

第61条 【条約の承認に関する衆議院の優越】

じようやく ていけつ ひつよう こつかい しよういん ぜんじようだい こう きてい じゆんよう
条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

じようやく ぶんしよ か しろ こつかかん こくさいきかん あいだ ごうい
* 条約：文書に書き記した、国家間または国際機関との間での合意。

ていけつ
* 締結：とりきめること。

第62条 【議院の国政調査権】

りようぎいん おのおのこくせい かん ちようさ おこない かん しよういん しゆつとうおよ しようげんなら
両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並
びに記録の提出を要求することができる。

しゆつとう ほんにん ぼしよ でむ
* 出頭：本人みずからが、ある場所に出向くこと。

第63条 【閣僚の議院出席の権利と義務】

ないかくそうりだいじん た こくむだいじん りようぎいん ひつつ ぎせき ゆう ゆう わ
内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかは
らず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明
のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条 【弾劾裁判所】

- 1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- 2 弾劾に関する事項は、法律（国会法第16章）でこれを定める。

* 罷免：ある公務員を、やめさせること。

* 訴追：裁判官の罷免を求めするために弾劾の申し立てをすること。

一般的には、訴追とは訴えを起こして、訴訟を進めさせること。

* 弾劾裁判所：衆参両院議員の各7人からなる。

第5章 内閣

第65条 【行政権と内閣】

行政権は、内閣に属する。

* 行政：国の政治を行うこと。

* 内閣：行政の頂点に立って、行政の仕事全体として責任をもってまとめていく機関。内閣総理大臣とその他の国务大臣で組織される。

第66条 【内閣の組織、国会に対する連帯責任】

- 1 内閣は、法律（内閣法第2条）の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。
- 2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

* 首長：行政機関（日本の場合は特に地方公共団体）の長を意味する用語。

広い意味では集団・組織を統率する長を意味する言葉。

* 文民：軍人でない人。日本では現役の自衛官は大臣にしないのが、日本では一般である。

* 内閣総理大臣（首相）：内閣の首長であり、内閣を代表して行政全体の指揮監督をする。

国务大臣を自由に任命したり、罷免することができる。

内閣総理大臣は国会議員の中から国会によって指名される。

内閣総理大臣は文民でなければならない。

第67条 【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】

- 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- 2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律（国会法第86条）の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

* 案件：議案にかけられている事から。議題にされている事から。

第68条 【こくむ だいじん にんめいおよ ひ めん 國務大臣の任命及び罷免】

- 1 ないかく そうり だいじん こくむ だいじん にんめい ただ かはんすう こつがいぎいん なか えら 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- 2 ないかく そうり だいじん にん い こくむ だいじん ひ めん 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

* にん い ほうてき せいげん じ ゆう せんたく い 任意：法的な制限なく、自由に選択すること。意のままに、まかせること。

第69条 【ないかく ふ しんにんけつ ぎ こう か 内閣不信任決議の効果】

- ないかく しゆうぎいん ふ しんにん けつぎあん かけつ また しんにん けつぎあん ひけつ 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、
10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

* ふ しんにん こつがい ないかく しんゆう そんぞく 不信任：国会が内閣を信用せず、その存続をみとめないこと。

* そうじしよく そうじしよく ないかく そうり だいじん すべ こくむ だいじん みずか しよく 総辞職：総辞職とは、内閣総理大臣および全ての國務大臣が自ら職をやめること。
いつぱん じしよく しよく 一般に「辞職」とは、みずから職をやめること。

第70条 【ないかく そうり だいじん けんけつ しんこつがい しょうしゆう ないかく そうじしよく 内閣総理大臣の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職】

ないかく そうり だいじん か また しゆうぎいんぎいんそうせんきよ あと はじ こつがい しょうしゆう 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

* けんけつ か じょうぶんみだ けつていん 欠缺：欠けていること。この条文見出しでは、欠員のこと。

第71条 【そうじしよくご ないかく 総辞職後の内閣】

ぜん じょう ばあい ないかく ないかく そうり だいじん にんめい ひ つづ しょうむ 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務
おこなう を行ふ。

第72条 【ないかく そうり だいじん しょうむ 内閣総理大臣の職務】

ないかく そうり だいじん ないかく だいひょう ぎあん こつがい ていしゆつ かつぱんこくむ およ がいこうかんけい 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条 【ないかく しょうむ 内閣の職務】

ないかく た かつぱんぎょうせい じむ ほか さ じむ おこなう 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 ほうりつ せいじつ しつこう こくむ そうり 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
- 二 がいこうかんけい しょうり 外交関係を処理すること。
- 三 じょうやく ていけつ ただ じぜん じぎ じご こつがい しょうにん へ 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ること
ひつよう とを必要とする。
- 四 ほうりつ さだ きじゆん したが い かんり かん じむ しょうり 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 よさん さくせい こつがい ていしゆつ 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 けんぽうおよ ほうりつ きてい じつし せいれい せいいてい ただ せいれい この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、
とく ほうりつ いん ばあい のぞ ぼつそく もう 特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 たいしや とくしや げんけい けい しつこう めんじよおよ ふつけん けつてい 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

※**総理**する：全てを**処理**・**管理**すること。

※**時宜**によつては：場合によつては。都合によつては。状況によつては。

※**掌理**：全体を取りまとめて**処理**・**管理**すること。

第74条 【法律・政令の署名】

法律及び政令には、すべて主任の**国務大臣**が署名し、**内閣総理大臣**が連署することを必要とする。

※**連署**：同一の**文書**等に**複数**の者が名を書き連ねること。

同一の**文書**等に**複数**の者が署名すること。

第75条 【国務大臣の特典】

国務大臣は、その在任中、**内閣総理大臣**の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の**権利**は、害されない。

第6章 司法

第76条 【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立（司法権の独立）】

1 すべて**司法権**は、**最高裁判所**及び**法律**（**裁判所法**）の定めるところにより設置する下級**裁判所**に属する。

2 **特別裁判所**は、これを設置することができない。**行政機関**は、**終審**として**裁判**を行ふことができない。

3 すべて**裁判官**は、その**良心**に従ひ独立してその**職権**を行ひ、この**憲法**及び**法律**にのみ拘束される。

※**司法**（**裁判所**）：法にもとづいて**紛争**を解決すること。

※**特別裁判所**：特定の種類の**事件**や特定の**身分**を持つ人についてののみ扱う**裁判所**であつて、さらに**司法裁判所**の**司法権**に属さない**裁判所**。

大日本帝国憲法下での**行政裁判所**や**軍法会議**、**皇室裁判所**などのこと。

ただし、国会が設置する**弾劾裁判所**は例外である。

※**終審**：その**裁判**について、それ以上は訴えることのできない**最終的**な**審判**。

※**司法権の独立**：**裁判官**は**憲法**および**法律**のみにしたがつて**裁判**を行うという原則。

第77条 【最高裁判所の規則制定権】

1 **最高裁判所**は、**訴訟**に関する**手続**、**弁護士**、**裁判所**の**内部規律**及び**司法事務処理**に関する**事項**について、**規則**を定める**権限**を有する。

2 **検察官**は、**最高裁判所**の定める**規則**に従はなければならない。

3 **最高裁判所**は、**下級裁判所**に関する**規則**を定める**権限**を、**下級裁判所**に委任することができる。

※**検察官**：**犯罪**を**捜査**し、**起訴**および**維持**する**権限**をもつ**公務員**。

第78条 【裁判官の身分の保障】

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

* **裁判官の身分保障**：裁判官は、国会が設けた弾劾裁判と心身の故障のために仕事ができないと裁判所自身によって決定された場合以外には罷免されない。

* **心身の故障**：重い病気など心や体に生じた障害。

第79条 【最高裁判所の裁判官、最高裁判所裁判官の国民審査権、定年、報酬】

- 1 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
 - 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
 - 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
 - 4 審査に関する事項は、法律（**最高裁判所裁判官国民審査法**）でこれを定める。
 - 5 最高裁判所の裁判官は、法律（**裁判所法第50条**）の定める年齢に達したときに退官する。
 - 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
- * **国民審査**：最高裁判所の裁判官は、任命後はじめて行われる衆議院議員選挙のとき、適任かどうか国民投票によって審査される。この投票でやめさせた方がよいとする投票が過半数をしめた裁判官はやめさせられる。

第80条 【下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬】

- 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律（**裁判所法第50条**）の定める年齢に達した時には退官する。
- 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 【違憲審査権（法令審査権）と最高裁判所】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

* **違憲審査権** (法令審査権) : ある法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを、
憲法に照らして審査すること。

* **違憲審査制** : 法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを審査して決定する権限。

* **終審裁判所** : その裁判について、それ以上は訴えることのできない最終的な裁判所。

* **憲法の番人** : 最高裁判所は、合憲か違憲かについての最終決定権を持っているので、
このように呼ばれる。

第82条 【裁判の公開】

1 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決
した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版
に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の
対審は、常にこれを公開しなければならない。

* **公開裁判** : 国民が傍聴できる公開の形態で行う裁判。裁判を公開して行うことは、
裁判所の手続を国民の監視の下におくことにより、司法の公正な運用を保
障するものである。なお、当事者のプライバシーや名誉、あるいは企業秘密
を保護する必要がある場合は、例外的に非公開とすることができる。ただし、
82条2項但書で、政治犯罪、出版に関する犯罪又は憲法第3章で保障
する国民の権利が問題となる場合には、非公開とすることは許されない（こ
れらの事項は、歴史上、密室裁判・秘密裁判による不公正が多くなされた
ため）。

* **対審** : 裁判で、対立している双方の当事者（民事訴訟では原告と被告、刑事訴訟では
検察官と被告人・弁護人）が、裁判官の前でそれぞれの主張を述べること。
民事訴訟における口頭弁論、刑事訴訟における公判手続など。

* **善良の風俗** : 社会での道徳や、良いとされる習慣など。

* **虞** : 心配。

第7章 財政

第83条 【財政処理の基本原則】

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 【課税の要件】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件に
よることを必要とする。

* **租税** : いわゆる税金のこと。

第85条 【国費の支出及び国の債務負担】

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

*債務：借金での返す義務のように、将来にお金を払う義務のこと。

第86条 【予算の作成と国会の議決】

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 【予備費】

- 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- 2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 【皇室財産・皇室の費用】

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

*計上：予算の中に、ふくませること。

第89条 【公の財産の支出又は利用の制限】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

*公金：国や地方公共団体のお金。

*便益：便利なこと。利益になること。

第90条 【決算検査、会計検査院】

- 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- 2 会計検査院の組織及び権限は、法律（**会計検査院法**）でこれを定める。

*会計検査院：国家機関の一つで、国の収入支出の決算を検査する。

第91条 【財政状況の報告】

内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第92条 【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律（地方自治法）でこれを定める。

*本旨：あるべき姿。ありがた。

第93条 【地方公共団体の機関、その直接選挙】

- 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長（首長）、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

*吏員：地方公務員など。

第94条 【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

*条例：地方公共団体（市町村・都道府県）の議会で制定される法令。

第95条 【特別法の住民投票権】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

*特別法：特定の地域のに適用される法。

国際文化観光都市建設法（京都・奈良・松江等）などがある。

第96条 【憲法改正の国民投票権（参政権）、憲法改正の手続き、その公布】

- 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

*発議：議案を提出すること。

*国民投票法：国民投票の手順を定めた法律。

2014年に改正され、投票年齢は満18歳以上に引き下げられた。

第97条 【基本的人権の本質】

この憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 【最高法規、条約及び国際法規の遵守】

- この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

* **最高法規**：さまざまな法（きまり）の中で、憲法が最も上に位置する法。
憲法に反しない範囲で法律を定めることができ、法律に反しない範囲で命令や規則を定めることができる。憲法に反する法律や命令は効力がない。

* **条規**：条文に書かれている規則・規定。

第99条 【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

* **擁護**：まもること。かばうこと。

第11章 補則

第100条 【憲法施行期日、準備手続】

- この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日（昭和22年5月3日）から、これを施行する。
- この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

* **起算**：数え始めること。

* **公布**：国民に周知すること。

日本国憲法は、1946年（昭和21年）11月3日に公布

* **施行**：法令の効力を実際に発生させること。

日本国憲法は、1947年（昭和22年）5月3日に施行

第101条 【国会に関する経過規定—参議院未成立の間の国会】

この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第102条 【第1期の参議院議員の任期】

この憲法による第1期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。
その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第103条 【公務員の地位（公務員に関する経過規定）】

この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。